



～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

No.19

今月は、政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と私たち有権者の間には、「寄付の禁止」があることをフッキーが紹介します。

【聞いたことある？ 三ない運動】

- 政治家は有権者に寄付を「贈らない」
- 有権者は政治家に寄付を「求めない」
- 政治家から有権者への寄付は「受け取らない」

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されているよ。もちろん、有権者が求めることも禁止だよ。また、冠婚葬祭における贈答なども寄付になるから注意が必要だよ。

【禁止されている寄付(例)を紹介するよ】

- × 病気見舞い × 祭りへの寄付や差し入れ
- × 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- × 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ
- × 結婚祝、香典(例外あり) × 葬式の花輪、供花
- × 落成式、開店祝の花輪 × 入学祝、卒業祝 × お中元、お歳暮

※紹介しきれないけど、他にも禁止や制限があるよ。

有権者のみんな、
注目!



笛吹市選挙管理委員会
笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111